

意見書案第 4 号

「核兵器禁止条約」の発効を受け、核兵器廃絶に向けた取組の一層の強化を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 1 8 日

提出者	海老名市議会議員	松 本 正 幸
賛成者	同	田 中 ひろこ
同	同	相 原 志 穂
同	同	吉 田 みな子
同	同	三 宅 紀 昭

「核兵器禁止条約」の発効を受け、核兵器廃絶に向けた取組の一層の強化を求める意見書

平成29年7月7日の国連会議において、国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択された「核兵器禁止条約」は、批准国が50か国を超え、令和3年1月22日に発効した。この条約は、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有などを法的に禁止する画期的な国際条約である。

今も世界には1万3,000発以上の核兵器が存在し、核兵器をめぐる国際情勢は緊張感を増している。核保有国は現状、「核兵器禁止条約」に反対しており、核兵器のない世界を実現する道筋は明確になっていないが、この条約をいかにいかし、歩みを進めることができるかが、核兵器のない世界に向け、各国に問われている。

海老名市では、昭和60年に「非核三原則を堅持し、地球上から核兵器をなくすことを願い、全人類を戦争の恐怖から解放し、幸福と平和を希求するため」に、「海老名市平和都市宣言」を議決し、核兵器の廃絶、世界の恒久平和の実現に向け、地道に取組を進めてきた。

よって、本市議会は、日本政府に対して、唯一の戦争被爆国としての使命を果たすため、令和4年1月にウィーンで開催が予定されている「核兵器禁止条約第1回締約国会議」へのオブザーバー参加を含め、各国との対話を通じ具体的な核軍縮への歩みが着実に進むよう、核兵器廃絶に向けた取組の一層の強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

海老名市議会議長

倉 橋 正 美